



資料 5

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～とともに生きる社会を目指して～ の見直しについて

令和7年9月4日
福祉子どもみらい局共生推進本部室

「当事者目線条例」は柔軟・果斷に見直すことがお約束

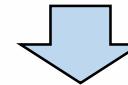
○当事者目線条例

【附則】2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日：令和5年4月1日

○付帯意見

定県第74号議案 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例については、次の意見を付け原案のとおり可決すべきものと決した。

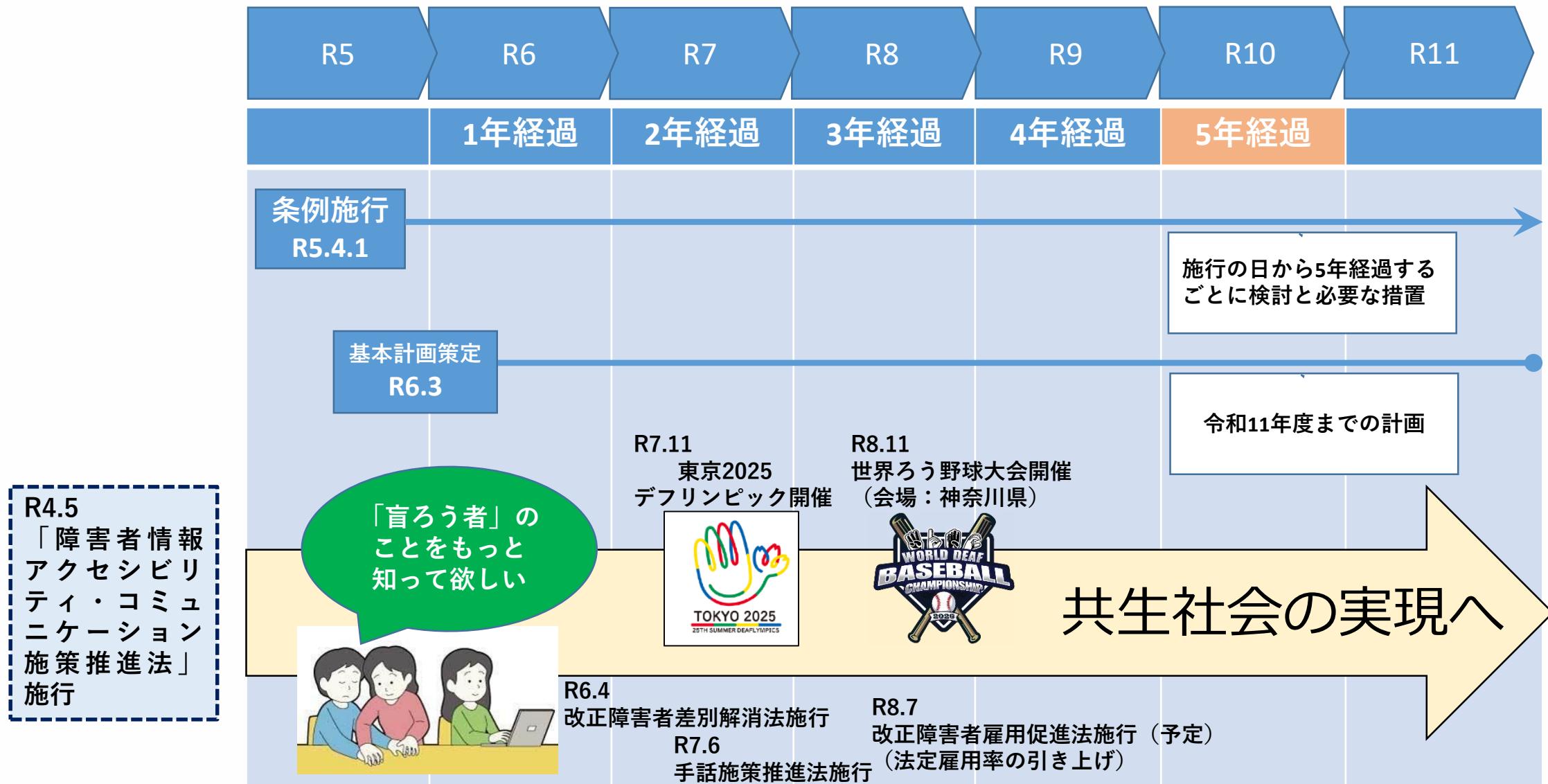


意 見

施策の推進にあたっては、障害当事者とご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制のさらなる整備・拡充、担い手人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ柔軟かつ果斷に見直しを行うこと。

⇒現時点で改正が必要な部分については、附則で定める5年ごとの見直しを待たずに改正する。

条例施行後の一連の流れ



条例の見直しの方向性について

令和7年度第2回定例会における知事答弁（抜粋）

○盲ろう者への支援の充実について

- ・県が設置した障がい当事者のみで構成する会議の盲ろう者の委員からは、「盲ろうをもっと知ってほしい」などの意見をいただいており、普及啓発を強化する必要性を感じています。
- ・また、とりわけ盲ろう者は、外部からの情報へのアクセスやコミュニケーションに大変な困難があるため、今後想定される大規模災害時も含め、より一層の支援の充実を図っていく必要があります。
- ・そこで県は、「**神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例**」に、**障がい者情報保障**や**意思疎通手段の確保等**を盛り込み、その対象として「盲ろう者」を明記することを検討します。

※改正スケジュールなど、詳細は未定